

(様式 1-3)

伊達市市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|----------------|--------|----------------|------|-------|
| NO. | 16 | 事業名 | 保原屋内プール整備事業 | 事業番号 | B-1-4 |
| 交付団体 | 伊達市 | 事業実施主体 | 伊達市 | | |
| 総交付対象事業費 | 1,020,803 (千円) | 全体事業費 | 1,092,213 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| ○事業の概要 | | | | | |
| 伊達市保原市民プールを改築し、屋内プールを整備する。 | | | | | |
| 構造 : SC 造 A=1,849.97 m ² | | | | | |
| ◆管理エリア (事務室、休憩室、医務室、トイレ、エントランスホール (詳細は別添「図面」のとおり)) | | | | | |
| ◆多目的エリア (見学スペース、多目的ホール、会議室、談話コーナー (詳細は別添「図面」のとおり)) | | | | | |
| ◆プールエリア (プール 25m×7コース、トイレ、更衣室、シャワー室、採暖室、器具庫、機械室 (詳細は別添「図面」のとおり)) | | | | | |
| ○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (実施要綱第 4 の 4 の一) | | | | | |
| ※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。 | | | | | |
| 伊達市復興計画の「子どもや若者たちの健やかな成長を育む環境の整備」に位置づけされている。 | | | | | |
| 伊達市復興計画 (P5, P12, P15 を参照) | | | | | |
| 人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係 | | | | | |
| ○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (実施要綱第 4 の 1) | | | | | |
| 平成 22 年国勢調査結果による本市の人口が、66,081 人であったのに対し、平成 26 年 3 月時点での人口が 64,131 人と、この間、1,950 人の人口減少となっている。(出典 : 伊達市市民課「住民基本台帳人口異動」) | | | | | |
| さらに、平成 26 年 4 月時点での市外への避難者数は 631 人、うち 18 歳未満が 270 人と減少人口の 42.8% を占めている。(出典 : 全国避難者情報システム) ※平成 24 年 10 月時点の避難者数 : 799 人 | | | | | |
| 少子高齢化が進行する中、外的要因により強制的ともいえる状況で子どもが流失すること自体、基礎自治体としては極めて重大な問題となっている。 | | | | | |
| また、震災直後は保育所、小学校等において屋外で遊具を使った運動時間を制限していた。現在は運動時間の制限は行っていないが、一部の小学校では、運動会等において、低学年 (1・2 年生) は昼食前に解散するなどの影響が残っている。さらに、放射能に対する不安を抱える保護者の要望により屋外での活動時間制限をしている児童もいる。 | | | | | |

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（実施要綱第4の1）

本市では、保原町上保原地区に屋内運動施設を、梁川町地区に屋内運動場と屋外運動施設を整備し、年間を通して、こどもの運動機会の確保を図り、もって、伊達市の子どもの体力増強と肥満傾向拡大の改善を目標としている。

市内の児童の運動機会を充足させるためには、屋内運動場のほか、年間を通じて利用できる屋内プールを整備し、更なる運動機会の確保を図る必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第4の4の二①）

運動機会の減少による児童の体力・運動能力の状況は下記のとおり低下傾向にある。

（1）体力・運動能力について

① 体力合計点平均の比較（新体力テスト合計点80点満点）（調査は小学5年生が対象）

| | 平成25年度 | | | 平成24年度 | | |
|------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 市平均 | 県平均 | 国平均 | 市平均 | 県平均 | 国平均 |
| 小5男子 | 50.07 | 52.33 | 53.87 | 52.04 | 52.52 | 54.07 |
| 小5女子 | 52.96 | 54.36 | 54.70 | 52.73 | 54.45 | 54.85 |

出典：伊達市教育委員会「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

体力合計点の市平均が、全ての対象で県国平均を下回り、平成24年度以上に差が広がっている。これは、小学校での1日や土日の運動時間が全国平均を大きく下回っていることから当然の結果である。震災後に運動する機会や場が減少したことが、体力・運動能力や運動習慣に少なくない影響を及ぼしていると考えられる。

体力運動能力の向上を図るために、学校と家庭、地域が一体となって運動の機会や場を確保する取組を継続していくことが重要である。

（2）保原プールの利用状況

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数 | 15,540 | 15,523 | 11,962 | 10,476 | 14,874 | 1,785 | 7,996 | 8,015 | 8,056 |
| 指数(%) | 100 | 100 | 77 | 67 | 96 | 11 | 51 | 52 | 52 |

※ 指数は、平成18年度を100とした場合

出典：伊達市教育委員会「保原プール利用実績」

震災前と比較して、保原プールの利用者数（指数）は52%となっている。放射性物質に対する不安などから、保護者等が子ども達をプールで遊ばせることを避ける傾向にある。このため、既存の屋外プールを屋内プールに改築することにより放射性物質に対する不安を払拭し、プールを使つての運動機会の確保を図る必要がある。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第4の4の二①）

原発事故による放射能に対して、安全・安心に不安を抱える保護者が多く、既存の屋外プールで運動することを控えている状況が続いている。保護者はプールで運動させることを望んでいるが、保原地区には屋内プールがないため、運動機会を確保することが困難な状況にある。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二①）

放射能に対する不安を解消し、安心してプールを利用できる機会を確保する必要がある。このため、既存のプールを改築し屋内プールの整備が必要である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

施設規模は、最大利用者数を200人程度と見込み、子どもが安全にプールを利用できる面積として、25m×7コースとした。また、幼児向けのプールを併設する。

◆施設の機能概要及び要件は別添のとおり

施設の維持管理や運営に関する予算、中長期的な方針

- ・市有のプールであり遊具も市が管理する
- ・維持管理経費は、市が負担する
- ・整備した施設は定期的に点検を行うなど長期的に適切に管理を行う

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

屋内プールを整備することで安心して運動し遊べる環境が整備されたことを市民に情報発信とPRを行い、利用促進を図る。

- ・市広報紙
- ・市HP掲載

保原プールは伊達市市役所に隣接する場所に位置し、駐車場も整備することとしており利便性が高い。プールの開園予定表を本市の公式HP及び広報紙に掲載するなどして広く周知する。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

屋内プール整備を行ったことの周知を図り、利用促進を図るとともに、地域スポーツ団体と連携し、水泳教室など体力づくりについての講習などのソフト事業に取り組む。

《その他》

事業効果の検証を行うため、保護者アンケートを下記の視点で実施する。また、本公園の利用状況を調査する。

- ①体力に変化があったか
- ②生活態度に変化はあったか
- ③食欲に変化があったか
- ④睡眠時間に変化があったか
- ⑤体重に変化があったか
- ⑥要望等（自由記載）

【付記】

保護者アンケートは、0歳～12歳までの子どもを持つ保護者を対象として実施する。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

| 関連する基幹事業 | |
|-----------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

伊達市市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|-------------|--------|---------------|------|----------|
| NO. | 17 | 事業名 | 保原屋内プール外構整備事業 | 事業番号 | ◆B-1-4-1 |
| 交付団体 | 伊達市 | 事業実施主体 | 伊達市 | | |
| 総交付対象事業費 | 49,301 (千円) | 全体事業費 | 49,301 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| ○事業の概要 保原屋内プール (外構整備) A=2,057 m ² アスファルト舗装・駐輪場 (26 台分)・門扉・危険防止用フェンス L=150m・植栽・外灯 (6 基) | | | | | |
| ○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (実施要綱第 4 の 4 の一) ※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。 伊達市復興計画の「子どもや若者たちの健やかな成長を育む環境の整備」に位置づけされている。 伊達市復興計画 (P5, P12, P15 を参照) | | | | | |
| 人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係 | | | | | |
| ○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (実施要綱第 4 の 1) 平成 22 年国勢調査結果による本市の人口が、66,081 人であったのに対し、平成 26 年 3 月時点での人口が 64,131 人と、この間、1,950 人の人口減少となっている。(出典：伊達市市民課「住民基本台帳人口異動」) さらに、平成 26 年 4 月時点での市外への避難者数は 631 人、うち 18 歳未満が 270 人と減少人口の 42.8%を占めている。(出典：全国避難者情報システム) ※平成 24 年 10 月時点の避難者数：799 人 少子高齢化が進行する中、外的要因により強制的ともいえる状況で子どもが流失すること自体、基礎自治体としては極めて重大な問題となっている。 また、震災直後は保育所、小学校等において屋外で遊具を使った運動時間を制限していた。現在は運動時間の制限は行っていないが、一部の小学校では、運動会等において、低学年 (1・2 年生) は昼食前に解散するなどの影響が残っている。さらに、放射能に対する不安を抱える保護者の要望により屋外での活動時間制限をしている児童もいる。 | | | | | |

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（実施要綱第4の1）

保原屋内プール整備事業に併せて、施設を利用する子どもが安心して利用できる環境を整備する。
自転車で来場する子どもたちのために駐輪場の整備、危険防止用フェンスの設置が必要である。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第4の4の二①）

運動機会の減少による児童の体力・運動能力の状況は下記のとおり低下傾向にある。

（1）体力・運動能力について

① 体力合計点平均の比較（新体力テスト合計点80点満点）（調査は小学5年生が対象）

| | 平成25年度 | | | 平成24年度 | | |
|------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 市平均 | 県平均 | 国平均 | 市平均 | 県平均 | 国平均 |
| 小5男子 | 50.07 | 52.33 | 53.87 | 52.04 | 52.52 | 54.07 |
| 小5女子 | 52.96 | 54.36 | 54.70 | 52.73 | 54.45 | 54.85 |

出典：伊達市教育委員会「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

体力合計点の市平均が、全ての対象で県国平均を下回り、平成24年度以上に差が広がっている。これは、小学校での1日や土日の運動時間が全国平均を大きく下回っていることから当然の結果である。震災後に運動する機会や場が減少したことが、体力・運動能力や運動習慣に少なくない影響を及ぼしていると考えられる。

体力運動能力の向上を図るために、学校と家庭、地域が一体となって運動の機会や場を確保する取組を継続していくことが重要である。

（2）保原プールの利用状況

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数 | 15,540 | 15,523 | 11,962 | 10,476 | 14,874 | 1,785 | 7,996 | 8,015 | 8,056 |
| 指数(%) | 100 | 100 | 77 | 67 | 96 | 11 | 51 | 52 | 52 |

※ 指数は、平成18年度を100とした場合

出典：伊達市教育委員会「保原プール利用実績」

震災前と比較して、保原プールの利用者数（指数）は52%となっている。放射性物質に対する不安などから、保護者等が子ども達をプールで遊ばせることを避ける傾向にある。このため、既存の屋外プールを屋内プールに改築することにより放射性物質に対する不安を払拭し、プールを使つての運動機会の確保を図る必要がある。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第4の4の二①）

原発事故による放射能に対して、安全・安心に不安を抱える保護者が多く、既存の屋外プールで運動することを控えさせている状況が続いている。保護者はプールで運動させることを望んでいるが、保原地区には屋内プール施設がないため、運動機会を確保することが困難な状況にある。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二①）

多くのこどもは自転車を利用してプールに来所することが想定されるため運動機会の確保を図るためには、自転車で来る利用者が不便無く利用できる環境を整備する必要があり、既存プールの改築にあわせ敷地内に駐輪場を整備しなければならない。

なお、プール利用者の一般駐車場については当面既存周辺駐車場を利用していただくが、今後、駐車場確保については、喫緊の課題でありできるだけ利用促進に繋がる駐車場の整備について周辺の空き地等の買収や借り上げも含めた土地利用計画を早急に検討していく。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

駐輪場の規模は25mプール及び幼児プールの1回最大利用200人のうち車や徒歩で来る利用者及び自転車で来る利用者を見込み以下のとおり。

【利用見込み】

最大利用200人

うち自動車利用3/4（150人）※送迎含む

残り50人のうち自転車利用1/2（25人）

残り25人徒歩、公共交通機関利用

◆施設の機能概要及び要件は別添のとおりに記載

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

屋内プールを整備することで安心して運動し遊べる環境が整備されたことを市民に情報発信とPRを行い、利用促進を図る。

- ・市広報紙
- ・市HP掲載

保原プールは伊達市市役所に隣接する場所に位置し、駐車場も整備されており利便性が高い。

プールの開園予定表を本市の公式HP及び広報紙に掲載するなどして広く周知する。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

屋内プール整備を行ったことの周知を図り、利用促進を図るとともに、地域スポーツ団体と連携し、水泳教室など体力づくりについての講習などのソフト事業に取り組む。

《その他》

事業効果の検証を行うため、保護者アンケートを下記の視点で実施する。また、本公園の利用状況を調査する。

- ①体力に変化があったか
- ②生活態度に変化はあったか
- ③食欲に変化があったか
- ④睡眠時間に変化があったか
- ⑤体重に変化があったか
- ⑥要望等（自由記載）

【付記】

保護者アンケートは、0歳～12歳までの子どもを持つ保護者を対象として実施する。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

| 関連する基幹事業 | |
|---|-------------|
| 事業番号 | B-1-4 |
| 事業名 | 保原屋内プール整備事業 |
| 交付団体 | 伊達市 |
| 基幹事業との関連性 | |
| 保原屋内プール整備事業に併せて、施設を利用する子どもが安心して利用できる環境を整備する。特に自転車での利用者が多いことが想定され、駐輪場の整備、危険防止用フェンスの設置が必要である。 | |